

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社 3社 中央窯業株式会社 アジア耐火株式会社 日本モルガン・クルシブル株式会社
 - (2)非連結子会社 1社 日増運輸株式会社
連結の範囲から除外した上記の非連結子会社は総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等の観点からみてもそれぞれ小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。
適用外の非連結子会社1社(日増運輸(株))及び関連会社1社(ルミコ社)は、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
連結子会社の中間決算日は、親会社と同一であります。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. たな卸資産
製品、商品、仕掛品は総平均法による原価法、原料、貯蔵品は移動平均法による原価法により評価しております。
 - ロ. 有価証券
金融商品に係る会計基準に従って評価しております。
子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
時価のあるもの・・・中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法
 - ハ. デリバティブ取引・・・時価法
 - (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産
有形固定資産の減価償却は、原則として定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び連結子会社が所有する一部資産については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額固定資産につきましては、3年間で均等償却する方法によっております。
 - ロ. 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3)繰延資産の処理方法
 - イ. 新株発行費
商法施行規則の規定により每期均等額(3年)を償却しております。
 - ロ. 社債発行費
商法施行規則の規定により每期均等額(3年)を償却しております。
 - (4)重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員賞与支払に備えて平成17年度下期支給見込額のうち、当中間連結会計期間期負担分を計上しております。
 - ハ. 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異は、退職給付信託設定後の残額(720,373千円)について15年による按分額の2分の1を費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

(5)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6)重要なヘッジ会計方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(7)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計処理の変更)

(固定資産の減損に係る会計基準)

当中間連結会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 1.有形固定資産の金額は減価償却累計額 4,769,065千円を控除してあります。
- 2.担保に供している資産

定期預金	30,000 千円
固定資産	1,265,337 千円
- 3.土地信託にかかる主な資産負債で各々の科目に含まれているものは、以下の通りであります。

その他の流動資産	112,878 千円
土地	82
建物	940,822
構築物	15,941
投資その他の資産(その他)	46,350
- 4.受取手形割引高 628,998 千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日	
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,234,164 千円
有価証券勘定	-
計	1,234,164 千円
預入期間が3ヶ月を越える定期預金	102,600 千円
現金及び現金同等物	1,131,564 千円

(リース取引に関する事項)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

(単位：千円)

	機械装置及び 運 搬 具	その他 (工具器具備品)	無形固定資産 (ソフトウェア)	合 計
取得価額相当額	153,994	49,720	124,586	328,300
減価償却累計額相当額	73,190	28,214	57,968	159,372
期末残高相当額	80,804	21,506	66,618	168,928

なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内 54,469 千円

1年超 114,459 千円

合 計 168,928 千円

なお未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 27,560 千円

減価償却費相当額 27,560 千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。